

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1) 地域の災害リスク

< 邑南町の地域特性 >

①位 置

邑南町は、島根県の中南部に位置し、東は江の川を隔てて広島県三次市、西は江津市桜江町及び浜田市旭町、南は広島県安芸高田市、北広島町、北は川本町及び美郷町と接している。

②地 勢

本町は、邑智郡の東南部中国山脈の山間地帯に位置しており、地勢的に急峻な山地が多く、その山地を源とした急流河川が多い。河川の主たるものは、南部広島県境より東に貫流する出羽川、町の西部石見地域へ流れる馬野原川、井原川、東北美郷町へ流れる江の川、安芸高田市美土里町へ流れる長瀬川、西南端市木より西に流れる八戸川等がある。

③気 象

気象は、全体的に日本海型気候の支配を受けているが、内陸部のため、年間平均気温は例年 12℃となっている。年間降水量は過去 30 年間の平均では 1,868 mm 程度である。降雪は 12 月中旬から 3 月中旬まであり、過去 27 年間の平均では積雪日数が 70 日程度、最深積雪 91 cm となっており、昭和 38 年の豪雪では各地域で積雪が 1m を超え豪雪地帯に指定されていた。

< 被害想定 >

直近では平成 25 年 8 月に豪雨災害が発生し、家屋被害・床下浸水・土砂災害・橋崩壊・道路陥没・川の氾濫等の大規模な自然災害が発生した。また、家屋大規模半壊や企業周囲の法面崩壊、建物被害（土砂流入・一部損壊）、事務所・工場付近の河川や溝の氾濫があり、道路冠水等の被害が発生した。

地震災害については、今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率として 3% 未満 (J-SHIS) と低いものの平成 30 年 4 月に大田市で発生した島根県西部地震では、石見地域と羽須美地域で震度 3、瑞穂地域で震度 4 が観測されており、邑南町地域で被害は無かったが、不測の地震災害に対する備えが必要である。

豪雪災害については、平成 28 年 1 月に発生しており、1 月 23 日～25 日にかけて県内山地を中心に大雪となった。この災害により、邑南町では 9 世帯の集落が孤立し、広範囲で停電、交通障害等が発生した。最近では大型台風の接近・通過による大風、大雨や中山間地域に特徴的なゲリラ豪雨等の突発的な気候変化が頻繁に発生している。

(感染症)

新型コロナウイルス等の感染症リスクは依然としてあり、新型コロナ 5 類移行後、経済活動の活発化に大きな期待は出来るものの、一方では人流の往来も活発となり、接触する機会も増えることから、より一層の感染症対策を講じながら売上確保に努める必要がある。

また、今後、新型コロナウイルスのような新種のウイルスが発生した場合、国民の大部分が免疫を獲得していない状況が想定され、全国的かつ急速なまん延により、邑南町においても商工業者のみならず、多くの町民の生命や健康を脅かすものであり、社会的な影響は大きいと捉えている。

< 全体総括 >

邑南町商工会本支所の位置する地域（石見・瑞穂・羽須美）は、山間部・河川沿いが特徴的な場所である。そのため、過去の大災害としては、昭和 47 年、昭和 58 年、平成 25 年の豪雨災害があげられる。いずれの場合も、中小河川の氾濫を伴い、又、山崩れ、がけ崩れ等、土砂による被害が大きい状況である。特に、昭和 58 年 7 月豪雨は、梅雨末期の記録的な豪雨により、山崩れ、がけ崩れを発生させ大災害の引き金になっており、地形条件がより被害を増大させる傾向にある。

平成 25 年 8 月豪雨では、短時間で大量の雨が降ったため小さな谷を一気に土石流が流れ下り、被害を拡大させた。加えて、豪雪地帯であり、積雪・凍結等による幹線道路・ライフライン等の寸断も想定され、日常生活や経済活動の遅滞が懸念される場所である。



## (2) 商工業者の状況（令和5年4月1日現在）

- ・商工業者数 497名（独自データ）
- ・小規模事業者数 463名（独自データ）

	業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建 設 業	95	85	町内に広く分散
	製 造 業	49	44	〃
	卸 売 業 ・ 小 売 業	134	130	中心地に点在
	宿泊・飲食・サービス業	55	55	〃
	生活関連サービス業	52	49	町内に広く分散
	そ の 他	112	100	〃

## (3) これまでの取組

### 1) 邑南町の取組

- ・邑南町地域防災計画の策定
- ・邑南町国土強靱化地域計画の策定
- ・邑南町業務継続計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時における関係機関との連携協定
- ・ハザードマップの作成、HP公開、町内世帯配布
- ・防災出前講座の実施
- ・邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・邑南町国民保護計画の策定

### 2) 邑南町商工会の取組

- ・自然災害後の管内商工業者における被災情報の把握、収集、報告
- ・巡回活動、広報誌、商工会HP等による防災や災害対策の情報提供
- ・火災共済、地震保険、休業補償共済等の情報提供と加入推進

## II 課 題

当商工会の課題としては、災害発生等、緊急時の取り組みについての定めが漠然としており、商工会の体制整備や各関係機関との連携体制等、一体となった危機管理体制の構築が課題である。

また、管内商工業者に対して自然災害等のリスクを認識してもらう取り組みを実施し、災害発生時に有効性のある事業継続力強化計画の策定周知も課題である。

現状では、関係機関等との協力体制における重要性についての具体的なスキームやマニュアルも整備されておらず、災害対応における職員のノウハウや災害関連の保険・共済の助言能力も不足しており、管内事業者がBCP策定に取り組む上で支援ノウハウの習得が課題である。

また、感染症対策において、地区小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知すること等が必要である。

## III 目 標

- ・管内小規模事業者を中心に事業継続力強化計画の策定支援及び普及活動を目標とする。
- ・邑南町地区の小規模事業者を中心に、自然災害リスク及び感染症等のリスクの認識度を高めるために、事前の防災や発災後の対策等について必要性を周知する。
- ・発災後、速やかな復旧支援策が実行できるよう、また、域内において感染症発生時には、速やかに拡大防止措置を取れるよう、管内小規模事業者等の被害情報収集及び報告について、組織内における体制、関係機関との連絡体制を平時から構築する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に進めるため、邑南町商工会と邑南町、島根県との間における被害情報報告のルートを構築しておく。

【管内事業者 事業継続力強化計画策定促進の成果目標】

指 標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
事業継続力強化計画策定支援の事業者数	2 者	2 者	2 者	2 者	2 者
普及セミナー開催件数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 6 年 4 月 1 日 ～ 令和 11 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 邑南町商工会と関係機関の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜ 1. 事前の対策 ＞

- ・ 自然災害の発災時や感染症の発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 平常時の巡回指導や窓口相談等の際に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済の加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 邑南町商工会の広報誌やホームページ等において、国・県・町の施策情報、各種損害保険の概要、事業継続力強化計画の内容や重要性等の情報発信を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋げる支援を実施する。
- ・ 事業者にマスクや消毒液等の一定量を備蓄しておく重要性や事業所内の換気設備設置、IT やテレワーク環境整備のための情報や支援策等を提供する。

2) 邑南町商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当商工会の事業継続計画（BCP）は令和 5 年 4 月 28 日に策定。

3) 関係団体等との連携

- ・ 災害計画に精通している専門家や各種研修会等を通じて、職員が計画策定の支援を実施できるようノウハウ習得を図る。
- ・ 島根県商工会連合会等の支援を得ながら職員及び事業者に対して災害の備えとしての共済、保険関係の知識習得を図る。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種共済（福祉共済、貯蓄共済医療特約保障等）や損害保険会社の保険（休業補償等）の紹介を実施する。
- ・ セミナーを開催する際の周知協力や共催依頼等を行う。

4) フォローアップ

- ・ 管内小規模事業者等が取り組む事業継続力強化計画策定の進捗確認と公的な認定に向けた支援を行う。
- ・ 邑南町商工会と邑南町で取組状況の把握・確認や改善点等を協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害が発生したと仮定し、邑南町との連絡ルート等の確認を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一とする。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 2 時間以内に携帯電話・固定電話等の通信手段を通じて、職員の安否確認を行う。

※その他の連絡手段

- ・メール（ショートメール、Eメール）
- ・SNS（LINE、Facebook メッセンジャー）
- ・災害用伝言ダイヤル（171）
- ・感染者が発生した場合、職員の体調確認を行うとともに、管轄する保健所の指示等に基づき適切な対応・感染対策を講じる。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・邑南町商工会と邑南町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況であれば無理に出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保（特別警報解除等）された上で出勤する。
- ・被害規模の目安は下記を想定するが、具体的な情報については「被害状況調査票」等の調査票で集約したものを確認し方針決定する。

（被害規模の目安は以下を想定）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が散乱する」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており、確認が取れない。</li></ul>
一定の被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が散乱する」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内 0.1%程度の事業所で、「建物が半壊以上」「床上浸水」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

- ・本計画により、邑南町商工会と邑南町は、以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
2 週間～3 週間	1 日に 2 回共有する
3 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、邑南町が策定した「邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

## < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、管内商工業者の被害情報の迅速な報告及び指示命令系統・連絡体制を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次災害の発生を防止するため、被災している地域での活動を実施するか決める。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ邑南町と確認しておく。
- ・邑南町商工会と邑南町が共有した情報を、県が指定する「被害状況調査票」により、FAX またはメールにて、島根県商工会連合会を経由して、島根県商工労働部中小企業課へ報告する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。



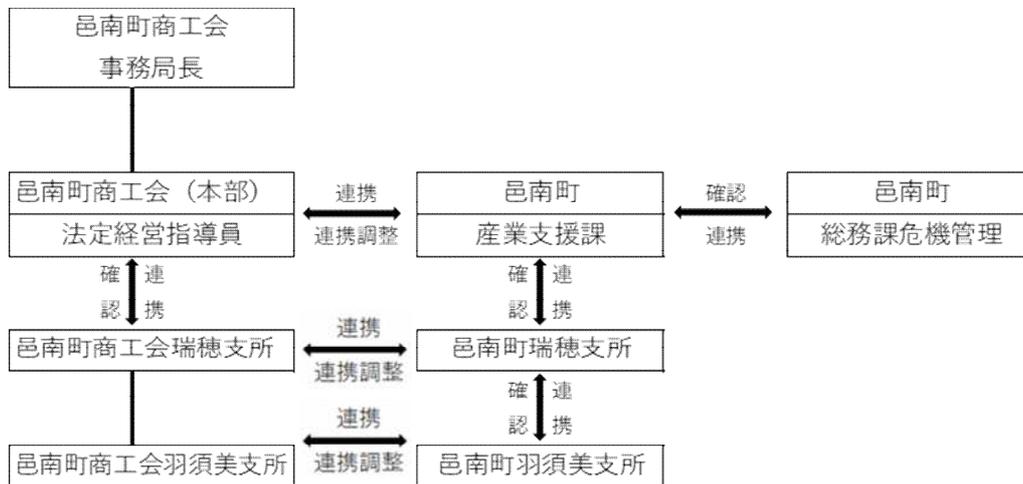
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 (連絡先は後述 (3) ①を参照)  
経営指導員 三瀬 真行
- ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)  
※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う
  - ・本計画の具体的な取組の企画や実行。
  - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)。

(3) 商工会・関係市町村連絡先

- ①商工会
  - 邑南町商工会石見本所  
〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 3854-2  
TEL : 0855-95-0278 FAX : 0855-95-0904  
代表 E-mail : oonan@shoko-shimane.or.jp
  - 邑南町商工会瑞穂支所  
〒696-0312 島根県邑智郡邑南町出羽 48-2  
TEL : 0855-83-0028 FAX : 0855-83-1224
  - 邑南町商工会羽須美支所  
〒696-0603 島根県邑智郡邑南町口羽 1011-1  
TEL : 0855-87-0055 FAX : 0855-87-0137
- ②関係市町村
  - 邑南町役場  
〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地  
TEL : 0855-95-1111 FAX : 0855-95-2351  
代表 E-mail : somu@town-ohnan.lg.jp

邑南町役場 総務課

〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地

TEL : 0855-95-1111 FAX : 0855-95-2351

代表 E-mail : somu@town-ohnan.lg.jp

邑南町役場 産業支援課

〒696-0103 島根県邑智郡邑南町矢上 6000 番地

TEL : 0855-95-2565 FAX : 0855-95-0171

代表 E-mail : sanshin1173@town-ohnan.lg.jp

その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに島根県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	540	540	540	540	540
・ 専門家派遣	300	300	300	300	300
・ セミナー開催	60	60	60	60	60
・ 広報費	30	30	30	30	30
・ 防災、感染症対策費	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、島根県小規模補助金、邑南町補助金、事業収入、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること

